

床下集合配管システム（排水ヘッダー工法）について

排水設備を床下で排水管をまとめる場合には、床下集合配管システム（排水ヘッダー工法）（以下「排水ヘッダー」という。）を設けることができます。

ただし、使用に関しては、「下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会）」を参照するとともに、下記の事項を遵守してください。

記

1. 大便器排水（大便トイレの汚水排水）以外の雑排水等の集合配管のみの使用とし、大便器排水は、原則として単独排水とする。
2. 排水ヘッダー付近に点検口を設置すること。
3. アパート等の2階建て以上の集合住宅に使用しないこと。
4. 一戸建住宅の2階、3階部分に排水設備を設置し、排水ヘッダーに接続する場合は、必ず通気管を設けること。
5. 排水ヘッダーを設置する場合は、できる限り汚雑分離とし、逆流、滞留が生じない構造とすること。
6. 器具トラップのない排水系統は、排水ヘッダーに接続せず、単独排水とする。
7. 基礎貫通部分には、必ずスリーブ管を設置すること。
8. 使用する製品メーカーが定める仕様を厳守すること。
使用に当たっては、その製品の使用等を設計者、施工業者等関係者に十分説明し、設計・施工ミスのないよう努めること。また施工後のトラブルには、製品メーカー、設計者、工事施工者等の誠意をもって問題の解決にあたること。
9. 排水ヘッダーの設置に際しては、「下水道排水設備指針と解説：2016年版（日本下水道協会発行）」第2章 屋内排水設備 第1節 排水系統の設計 【解説】
(1) 配管計画 2) 排水系統の記載事項を厳守すること。

排水設備計画確認申請時においては、次の書類を申請書に添付し、許可を得てから使用してください。

- ・点検口の場所を記載した図面
- ・排水ヘッダーの構造図（仕様書等）

また、完了届提出時においては、次の施工写真を提出してください。

- ・点検口及び排水ヘッダーの設置状況がわかる写真